

○工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について

環境会 第 9 号

平成13年 1 月 6 日

大臣官房会計課長から環境省内各部局・機関の長宛

改正 平成20年 4 月10日付け環境会発第080410002号

改正 平成22年 2 月 1 日付け環境会発第100201002号

改正 平成24年 5 月15日付け環境会発第120515002号

改正 平成29年 9 月12日付け環境会発第1709125号

工事請負契約等に係る指名停止等の措置については、今般その取扱いを別添のように定めたので、事務処理に遺漏のないようされたい。

なお、貴管下関係機関には貴職から周知願いたい。

別添

工事請負契約等に係る指名停止等措置要領

(指名停止)

第1 部局長（環境省所管会計事務取扱規則（平成19年環境省訓令第4号。以下「規則」という。）第2条の部局長をいう。以下同じ。）は、有資格業者（工事競争参加有資格者名簿及び測量・建設コンサルタント等競争参加有資格者名簿に記載されている者をいう。以下同じ。）が別表1及び別表2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うことができるものとする。

2 部局長が指名停止を行ったときは、当該部局（規則第2条の部局をいう。以下同じ。）に所属する会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等（支出負担行為担当官及び契約担当官、分任支出負担行為担当官、分任契約担当官並びに各々の代理を含む。以下同じ。）は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2 部局長は、第1第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じ

て期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 部局長は、第1第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 部局長は、第1第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

- 第3 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍、別表2第12号の措置要件に該当することとなったときには2.5倍）の期間とする。
 - 一 別表1各号又は別表2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又はその期間の満了後1カ年を経過するまでの間に、それぞれ別表1各号又は別表2各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - 二 別表2第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 部局長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1までの期間とすることができる。
- 4 部局長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヶ月を超える場合は36ヶ月）までの期間とすることができる。
- 5 部局長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 部局長は、別表2第12号の措置要件に係る指名停止の期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 7 部局長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除する

ものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4 部局長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。また、別表2第12号の措置要件にも該当することとなった場合には、指名停止の期間を更に加重するものとする。

一 談合情報を得た場合、又は当該部局の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表2第6号、第9号、第11号又は第12号に該当したとき。

二 別表2第5号から第12号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

三 別表2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。

四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表2第5号、第6号、第7号又は第12号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

五 当該機関又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表2第8号から第12号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止の措置対象区域の特例)

第5 部局長は、有資格業者が別表1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において、当該有資格業者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、管轄区域（所属担当官の所在地の属する都道府県の区域及び当該都道府県に隣接する都道府県の区域等、部局長が適宜定める区域をいう。以下同じ。）の一部を限定して指名停止を行うことができる。

2 部局長は、別表1第6号又は第8号の措置要件に該当し指名停止の期間中の有資格業者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかになったときは、当該有資格業者の指名停止の措置対象区域を変更することができる。

(指名停止の通知)

第6 部局長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第3第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく、それぞれ別紙様式1、別紙様式2又は別紙様式3により通知するものとする。

2 部局長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が当該部局契約担当官等の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7 契約担当官等は、次項による場合を除き、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

2 契約担当官等は、会計法第29条の3第4項の規定により契約しようとする場合は、あらかじめ部局長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

3 部局長は、前項の承認をしたときは別紙様式4により、大臣官房会計課長(以下「会計課長」という。)に報告するものとする。

(下請等の禁止)

第8 契約担当官等は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当官等の発注した工事の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止の報告等)

第9 部局長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第4第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3第6項の規定により指名停止を解除したときは、それぞれ別紙様式5、別紙様式6又は別紙様式7により、会計課長に報告するものとする。

2 会計課長は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る事案が管下の他の部局における指名停止に関連すると認めたときは、遅滞なく、当該他の部局長に通知するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10 部局長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(準用規定)

第11 第1から第10までの規定は、当該部局の発注する製造等の請負及び物品の購入

等について準用する。

別表 1

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1. 当該部局の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2. 当該部局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「自発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>3. 当該部局の管轄区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4. 第2号に掲げる場合のほか、自発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5. 自発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>6. 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7. 自発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内</p>
<p>8. 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内</p>

別表 2

贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1. 次のア、イ又はウに掲げる者が当該部局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>連絡又は公訴を知った日から</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>2. 次のア、イ又はウに掲げる者が当該部局の職員以外の環境省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>3. 次のア、イ又はウに掲げる者が当該部局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>4. 次のア又はイに掲げる者が当該部局の管轄区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>5. 当該部局の管轄区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>6. 次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>ア 所属担当官</p> <p>イ ア以外の環境省の所属担当官</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上9ヶ月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>7. 当該部局が所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>刑事告発を知った日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>（競売入札妨害又は談合）</p> <p>8. 次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>ア 当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員 イ 当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2ヶ月以上12ヶ月以内 1ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>9. 次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>ア 所属担当官 イ ア以外の環境省の所属担当官</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヶ月以上12ヶ月以内 2ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>10. 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>11. 当該機関の所属担当者が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から4ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>（重大な独占禁止法違反行為等）</p> <p>12. 当該機関の所属担当者又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等で当該機関の所掌に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のア又はイに掲げる事由に該当することとなったとき（当該工事に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。</p> <p>ア 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>イ 有資格業者である法人の役員若しくはその使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6ヶ月以上36ヶ月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>13. 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>14. 次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 当該部局の所属担当者 イ 当該部局の所属担当者以外の当該機関の所属担当者</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(予算決算及び会計令第71条の規定に該当する行為)</p> <p>15. 他の公共機関において、予算決算及び会計令第71条の規定に基づく処分を受けたとき。</p>	<p>処分を知った日から 1ヶ月以上36ヶ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>16. 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>17. 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>

番 号
平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

部 局 長 印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 〃 が (の) (注①) 〃 ことは、誠に遺憾である。よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。(注②)

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」(平成20年6月20日付け環境会発第080620003号)の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立てをすることができる。この場合においては、平成 〃 年 〃 月 〃 日までに〇〇課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1. 指名停止の期間 (注③)
2. 指名停止の措置対象区域 (注④)
3. 指名停止の理由 (注⑤)

(注) ①措置要件に該当する事実を簡明に記載する。

②第5第2項の適用がある場合は、「今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。」と記載する。

③指名停止の期間の始期及び終期を記載する。

④指名停止の措置を講ずる対象区域を記載する。

⑤措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

番 号
平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

部 局 長 印

指 名 停 止 変 更 通 知 書

先に、平成 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内容を変更したので通知する。

記

1. 従前の指名停止の期間
2. 変更後の指名停止の期間
3. 従前の指名停止の措置対象区域
4. 変更後の指名停止の措置対象区域
5. 変更の理由

別紙様式3

番 号
平成 年 月 日

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名 殿

部 局 長 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、平成 年 月 日付け 第 号をもって貴 指名停止を行った旨通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

大臣官房会計課長 殿

部 局 長 印

指名停止の期間中の有資格業者と随意契約の承認について

工 事 名	
施 工 場 所	
工 事 種 別	
契 約 の 相 手 方	
契約予定年月日、予定工期	

上記の工事の請負契約については、下記の理由により、指名停止の期間中の有資格者と随意契約を締結することを承認したので報告する。

記

理 由

大臣官房会計課長 殿

部 局 長 印

指 名 停 止 報 告 書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	
登録工事種別及び等級	
指名及び契約の実績	

上記有資格業者について、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領別表第 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので報告する。

記

1. 指名停止の期間（注①）
2. 指名停止の措置対象区域（注②）
3. 指名停止の理由
4. 備考（他機関の見解等）

（注）①第3第1項から第4項までの規定により指名停止の期間を定めた場合には、その旨も記載する。

②第4第1項の規定により指名停止の措置対象区域を定めた場合には、その旨も記載する。

大臣官房会計課長 殿

部 局 長 印

指 名 停 止 変 更 報 告 書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	

上記有資格業者については、先に平成 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内容を変更したので報告する。

記

1. 従前の指名停止の期間
2. 変更後の指名停止の期間
3. 従前の指名停止の措置対象区域
4. 変更後の指名停止の措置対象区域
5. 変更の理由

大臣官房会計課長 殿

部 局 長 印

指 名 停 止 解 除 報 告 書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	

上記の有資格者については、先に平成 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記の理由により、当該指名停止を解除したので報告する。

記

理 由